

令和3年度第1回尼崎市環境審議会（総会） 議事概要

日時：令和4年1月14日（金曜日） 午後3時00分から午後4時30分まで

場所：市役所本庁舎北館 4階 4-1会議室

出席委員：11人（委員の一部についてはWeb会議システムを用いて出席、1人途中から参加）

傍聴者：1人

○開会

- ・定足数の確認
- ・出席者（委員・事務局）の紹介
- ・Web会議システムの操作方法などの説明
- ・配布資料の確認
- ・局長挨拶

○議事

事務局：

ここからの議事進行につきましては、当審議会条例第6条に基づき、会長にお願いしたいと思います。
会長、よろしくお願いたします。

議題1 尼崎市地球温暖化対策推進計画における削減目標の見直しについて

会長：

それでは、議事に入りたいと思います。議題1の「尼崎市地球温暖化対策推進計画における削減目標の見直しについて」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

- 資料1について説明 -

会長：

それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問・ご意見などあればよろしくお願いたします。

委員：

尼崎市におかれましては産業部門の占める割合が非常に大きい中、CO₂を削減するということはなかなか大変かと思いますが、50%を超える削減率を目標とする非常に意欲的な見直しをされるということで素晴らしいことだと思います。

そこで削減目標の見直しの考え方について、これまでは取り組める対策を積み上げて削減目標を設定するフォアキャストという考え方から、2050年までに脱炭素社会を実現するために必要となるCO₂削減量を設定し、対策に取り組んでいくバックキャストという考え方に転換するという説明をしていただきましたが、結果的には取り組むことが可能な対策をきちんと積み上げることで50.4%の削減率を達成していく説明となっていました。つまり、50%の削減率ありきで50%に合わせるために、取組を淡々

と積み上げて削減目標を達成していくというようにも見え、フォアキャストではないかと感じます。バックキャストとなっている部分はどの辺りにあるのでしょうか。その辺りの補足説明をいただければと思います。

事務局：

国や兵庫県の取組を参考に製品出荷額などの指標を用いて尼崎市における CO₂ 削減量を按分して算出しているほか、尼崎市での独自の取組としては、例えば、省エネ対策に関する補助件数などを現行計画の取組量の 1.5 倍にすることを基本に CO₂ 削減量を算出していますが、それでも削減目標が 50 %に達しなかったということで、取組量をさらに 1.25 倍とすることで足らなかった部分を埋めています。この 1.25 倍が意欲的に取組を実施し、削減目標に足らなかった部分をなんとかして埋めていかないといけないという意味で、バックキャスト的な考え方が含まれるものになると考えております。

委員：

わかりました。やはり本来は取組を積み上げるだけでは 50 %の達成が難しいところを、取組量を 1.25 倍にすることができるかどうかはわからないけれども、それくらいしないとむしろ達成することはできないということですね。

次にお伺いしたいことは、資料 1 で 2018 年時点において 26.6 %まで CO₂ を削減することができたと示していただいております。CO₂ の排出係数は非常に大きな鍵で、おそらく原子力発電の再稼働で CO₂ の排出係数が下がったという効果もあったからだと思います。それについて、例えば、周辺自治体と共同購入をする、つまり再生可能エネルギーの電力を外部から買ってくることで、尼崎市で使われる電力の排出係数を削減するという事に結び付けられると思いますが、こういったことは考慮されていますでしょうか。

事務局：

既存の住宅に設置する太陽光パネルや蓄電池については、共同購入の効果を見込んでおり、計算には含めております。

委員：

わかりました。要するに尼崎市内に設置する太陽光発電設備を共同購入されるということですね。環境価値の証書を購入するなど、尼崎市域外の再生可能エネルギーの電気を購入するというわけではないのですね。例えば、カーボンオフセットや他の地域の森林の CO₂ 吸収分を見込むといった手段もあると思いますが、そこまでは含めていないということですね。

事務局：

はい。その通りです。

委員：

わかりました。ありがとうございます。

会長：

ありがとうございました。その他、ご質問などございませんでしょうか。

委員：

CO₂の削減目標の見直しということで、市としては色々な施策を検討されていますが、今回挙げられている施策は、いわゆる補助金制度などの経済対策と併せて実施していくという理解でよろしいでしょうか。

事務局：

色々な手段があるかと思いますが、最終的にCO₂の削減や省エネに繋がるような取組を記載しており、市としてそれを何らかの方法で実行していきたいということで補助金を使うといった場合もあると思います。

委員：

例えば、電気自動車を普及させていくとなると、その充電設備が必要となりますが、充電スタンドに補助金を出したり、充電スタンドを増やしていくなど、そういったことは検討されておりますか。

事務局：

充電設備の費用がどれくらいかかるかについては、今のこちらの試算には入っておりません。尼崎市内でどれくらい電気自動車を普及させるかといった試算となっております。

委員：

わかりました。ありがとうございます。

会長：

その他、ご質問などございませんでしょうか。

それでは、私の方から質問させていただきます。尼崎市環境基本計画で環境と経済の共生が挙げられており、それとの整合性も当然考えられているとは思いますが、特に産業部門において省エネ診断などを推奨していくことを通して、事業を継続しながらCO₂の削減が可能であるといった見通しはご確認されているという理解でよろしいでしょうか。

事務局：

事業者の方としては、CO₂を削減するための費用は負担になるとは思いますが、光熱費を削減できるといった効果もありますので、省エネ診断をした時にはこれぐらいの費用・エネルギーの削減ができ、最終的には費用回収ができるといった形で提案をしていくことで、事業者の方にもメリットがある形で取組は進めていきたいと考えております。

会長：

はい、ありがとうございました。

その他、ご指摘・ご質問などございませんでしょうか。

委員：

資料 1 の 1 ページ目の下表で国・兵庫県の取組と尼崎市の取組における CO₂ 削減量の数値を挙げていただいておりますが、尼崎市の取組では家庭部門が 30 kt-CO₂ ということで、家庭部門での削減をこれから市の取組としては大きく進めていかなくてはならないという風に拝見いたしました。説明では、市独自の取組は現行計画の取組量を 1.5 倍するとのことでしたが、なぜ 1.5 倍としたのでしょうか。

また、クールチョイスに関しては具体的な施策としてはどのようなことを考えておられるのかを教えてくださいいただけますでしょうか。

事務局：

削減目標が当初 28.4 %であったものを 50 %にするということなので、単純に考えれば 28.4 から 50 になるような数値をかければ 50 %を埋めることができると考えております。これを考慮した場合には、尼崎市の取組量を少なくとも 1.5 倍ぐらいはしないといけないだろうということで 1.5 倍としています。さらにそうした場合でも、50 %を見込めない部分もありますので、追加的に 1.25 倍することで 50 %に近づけるよう調整しています。

クールチョイス関係の取組ですが、計画の策定時にアンケート調査を行っておりまして、各取組でどれくらいの方が取組をやっていただけるかということを確認しており、さらに取組をしていただける方を増やすために啓発などにより取組を促すこととしています。削減目標の引き上げにあたっては、取組量を 1.5 倍、さらに 1.25 倍した取組となるよう対策を講じていく必要があると考えています。

委員：

そういう意味でバックキャストということですね。取組量の 1.5 倍をこれからどう達成するかを考えていかないといけないということですね。わかりました。ありがとうございます。

会長：

その他、いかがでしょうか。

委員：

CO₂ 排出量で議論がされることは、もちろん CO₂ を 50 %減らすという目標を掲げているので当然ではあります。各部門でどれくらいどのように努力をしないといけないと見たことを見るうえでは、エネルギー消費量、例えば各部門の電力の消費量を減らすためには石油製品の消費量をどれくらいまで減らす必要があるとか、電力は消費するだけでなく自身で生産することもできるとか、説明の際にはエネルギー消費量などについても示した方がわかりやすいのではないかと感じました。

事務局：

今後、2030 年までにエネルギー消費量をどこまで減らすかという計算をする予定にしておりまして、排出係数の低減だけに頼るのではなく、市民・事業者の皆さまの省エネの取組も含めて取り組んでいく必要があると考えています。エネルギーとしてどこまで減らすのかについては指標として 3 月の令和 3 年度第 2 回環境審議会で計算した結果を皆さまにお示しさせていただければと思います。

委員：

ありがとうございました。

会長：

それではその他、いかがでしょうか。

委員：

産業部門において各会社とも省エネ、CO₂の削減は前々から取り組んでおり、各会社が製造している製品、最終製品ではなくて部品段階でも最終的に組み合わさった時に省エネに繋がるような製品を製造しているかと思いますが、そういうところに対する評価はどのように考えられていますでしょうか。

事務局：

我々は経済環境局ということで経済部と連携しながら環境部が取組を実施していくという体制を尼崎市はとっておりますので、今回我々の方はCO₂の具体的な数値の削減に向けての取組を考えておりますが、おっしゃっていただいたような産業部門との連携の中で、そういった製品に対する評価も少し考えていきたいと思っております。

委員：

ありがとうございます。

会長：

はい、ありがとうございました。

その他、ご意見・ご質問などございませんでしょうか。いかがでしょうか。

特に今この時点でご質問などがないようでしたら、本日の審議会の議題は2つありますので、一旦次の議題の審議に移り、その過程で更なる気づきがあった場合は、議題1に戻るという進め方でよろしいでしょうか。

それでは一旦、議題1につきましては議論をここで終了したいと思います。

議題2 尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部改正について

会長：

それでは、議題2の「尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部改正について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

- 資料2について説明 -

会長：

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問などありますでしょうか。

委員：

資源物等の持ち去りについて、興味深く伺っていたのですが、缶や古紙などのある意味では価値のあるものが回収される前に持ち去られてしまうということでもよろしいでしょうか。それに対して罰金などの制裁措置を検討するというお話で、騒音などの問題も起きており、肯定的な意見が多いことはなんとなく想像が付きませんが、否定的な意見が1件あったということで、その否定的な意見はどのようなものだったのでしょうか。

また、尼崎市では現状、資源物等の持ち去り行為に対して何の規定もされていないということで今回新しく検討されるのか、現在でも既に何らかの規定があり、先ほど罰金というお話がありましたが、それを強化していくということなのか、その辺りについてお答えいただければと思います。

事務局：

資源物等の持ち去りについては、委員のご認識のとおりです。

資源物の持ち去り禁止条例への否定的な意見についてですが、持ち去り行為を禁止することによって、ホームレスの方などの生活の糧がなくなるため、反対であるといった意見を1件提出いただきました。

そして、現在、尼崎市では、資源物の持ち去り行為を規制する条例はありません。ごみとして排出されたものは、無主物であると考えられており、ごみの持ち去り行為に対しては、持ち去り行為を禁止するなどの条例がなければ規制することができないため、現状、持ち去り対策としては、自主的に資源物を管理する方法の紹介や、持ち去りの相談を受けた地域へのパトロールなどを行っています。

委員：

追加の質問ですが、「資源物等の持ち去り禁止」では罰金という表現で、「分別排出・適正処理の徹底によるごみ減量」では過料というような少し弱めの表現になっております。私は法律の専門家ではないですが、過料と罰金は何となくイメージが違うような気がします。「資源物等の持ち去り禁止」で罰金という言葉を使っているということは、原案ではかなり厳しく取り締まるというような意見が出ているという理解でもよろしいでしょうか。それとも、同じような意味合いで使っておられるのか、言葉の使い分けについて教えてください。

事務局：

罰金と過料の違いについて、罰金は行政上の義務違反に対する制裁として科す刑罰で、過料は行政上の義務違反に対する秩序罰で前科が付きません。また、条例上の過料は地方公共団体の長が科すこととなります。

資源物等の持ち去りの禁止の罰金について、具体的な制裁措置の内容は現在検討中ですが、周辺市ではすでに持ち去り禁止を条例化している事例が多く、その制裁措置として罰金を規定していることが多いため、罰金の規定も含めて検討することを意図したものです。

分別排出・適正処理の徹底によるごみ減量については、ごみの分別排出の義務を定め、実効性を確保するために義務違反に対する制裁措置を規定することを検討しているのですが、他市では過料を規定している事例がありましたので、ここでは過料という言葉を使っています。

最終的にどういった制裁措置を規定するかは、今後、取りまとめる素案の中でお示ししたいと思っています。

委員：

結局、他の自治体の動向を踏まえて、頻繁に使われている表現を今は採用しているということで、今後パブリックコメントを求めながら、どのようにするか考えていかれるということですね。ありがとうございました。

委員：

共同住宅のごみ集積の関係ですが、確かに共同住宅でごみを無茶苦茶に出す方がおられます。その共同住宅のごみ集積施設の管理責任を明確化するルールを設定するとなっていますが、ごみが無茶苦茶に出された状態を、私ら地域の住民が行政に報告するのか、行政が共同住宅を見まわっていくのか、どちらでしょうか。

事務局：

現在、条例の運用方法についても検討を行っているところですが、前者の市民から行政に通報があった場合に、行政から共同住宅の所有者や管理者にお話をして、適正排出を促していくことを考えています。

委員：

わかりました。ありがとうございます。

委員：

市民の声として聞いて頂きたいことがあります。私自身も色々な地域で活動しておられる役員の方とお話をする機会がありまして、その際に役員の方々が今の資源集団回収運動を行う中で持ち去り行為にあたるようなことを、自分たちの町内会の資金を集めるためにやっておられるということがあるみたいです。私も「それはちょっとやめた方がいいと思います。」という声をかけたことあり、実際にそういう方々から、「行政の資源物等の回収量を自分たちが代わりに少なくしてあげている。」、「逆に自分たちが資源化する費用を少なくしてあげている。」と言われたことがあります。そういった悪意のない一般市民に対して、返す言葉がなく、何かデータのなもの、行政に回収してもらうことでこういったことに役立っているとか、上手く説明できるようなものがありましたらすごく助かります。

事務局：

地域の活動で持ち去り行為にあたるような収集があることは認識しています。空き缶などは持ち去りにより収集されたとしても、売却されてリサイクルに回っているので、適正処理が行われているという一面はあるかと思えます。一方、市に協力するために資源物を分別しており、市に回収してもらいたいという市民の方もいますし、持ち去り行為による騒音やごみの散乱といった苦情も一定生じていますので、今回、市による適正処理の確保や生活環境の保全などの観点から、持ち去り行為を規制することを考えています。

また、分別排出に協力していただいている市民に対しては、その結果として市の資源物の売却金額などの情報提供も行っていく必要もあるかと思えますので、検討していきたいと思えます。

事務局：

現状では本来回収される予定だったごみがどれぐらい持ち去られているかということはおわかりません。ただ、たくさん持ち去られているという中で規制をすれば当然回収量は増えますので、これぐらい持ち去られていたということがわかると思います。また、地域の活動での収集に関して、例えば、市の回収日以外に町内会の方全員同意のもとで缶などを集めて町内会の費用の足しにするという取組をされることについては全然問題ないかとは思いますが、しかし、市の回収日に同意も得ていない家のごみを勝手に持っていかれるという行為に対しては、やはり我々としても尼崎市一般廃棄物処理基本計画の目標を達成するために市民の皆さまに資源化にご協力くださいと、さらに減量が少なければ有料化も考えます、といった話をしている中で、今後のそういう取組にご協力いただくということにも悪影響が出かねないと考えており、持ち去り行為について規制していこうという趣旨でございます。

会長：

その他、いかがでしょうか。

委員：

色々な自治体のこういう取組をお聞きしているときに、やはり資源物等の持ち去りについてはどこの自治体でも頭を悩ませております。例えば、自治会、老人会、子供会とかで資源物等を集めるということに対して、自治体が補助金を出しているところが多いかと思いますが、尼崎市ではいかがでしょうか。

事務局：

尼崎市でも自治会などが自主的に行っております資源集団回収運動において、古紙、布類、缶、びん、それぞれ回収量 1kg あたり 3 円の補助を行っています。

委員：

資源物等が持ち去られてしまうと補助金が減ってしまう、地元で給付される補助金も減ってしまうというふうに考えられますよね。

事務局：

集団回収に出された資源物が持ち去られてしまうと、資源回収量も減ってしまうため、補助金の額も減ってしまいます。

委員：

わかりました。今日のお話は定期的な市の回収日における持ち去りを対象としているということですね。

事務局：

市が行う行政回収だけでなく、資源集団回収からの資源物の持ち去りも禁止とすることを現在検討しています。

事務局：

子供会などで集めた分も持ち去られるという被害が出ているというお話を伺っております。集団回収で集めた分も持ち去ることに対しては、是非とも規制対象にしてほしいという意見がでておりますので、こちらも対象にしていくという予定です。

委員：

専門ではないので少しずれているかもしれませんが、議題 1 に関連してお尋ねしたいことがございます。資料 2 を拝見しますと、追加・見直しを行う規定でリデュースを中心としたごみの減量という記載があります。そして、CO₂の削減のために施策としては「3R の推進」という説明がありました。廃棄物の減量を目指すために条例を改正する方向に進んでいるわけですが、それが CO₂削減の施策に反映されているのか、なかなかその推計は難しいとは思いますが、どうなのかと思いました。やはり CO₂の削減に関してはかなり厳しい削減が求められているということで、そうすると色々な施策に反映させていけないといけないので、こういった廃棄物に関連した条例の変更が反映されているかどうかをお尋ねいたします。

事務局：

先ほどの説明に、尼崎市一般廃棄物処理基本計画に基づいてごみの削減をしていくという説明があったかと思いますが、この計画の中で焼却対象ごみについての現状趨勢や対策を実施することで焼却対象ごみがどこまで減るかも計算がされていまして、その値と今日の削減目標の見直しについては整合が取れるように計算をしています。今後、計画に基づき色々な取組が行われ、計画の削減目標に達することができれば、「3R の推進」による CO₂排出量の削減にも反映されるようになっていきます。

委員：

尼崎市一般廃棄物処理基本計画に基づく取組を強く進めることによって、将来の CO₂削減量の推計も変わってくる可能性もあり得るということですね。

事務局：

はい、そうです。

会長：

議題 2 の条例の改正について、尼崎市一般廃棄物処理基本計画をベースにした話で、一方で、議題 1 の地球温暖化対策は 2030 年の CO₂排出量を 50 %程度削減すると記載されています。計画期間の差異などで 2 つの課題が混ざってしまうと市民の方にとってはわかりにくくなる可能性もあると思いますが、この点はどのように考えているかを教えていただければと思います。

事務局：

計画の期間ですが、地球温暖化対策推進計画は計画期間が 12 年間、令和 12 年度までとなっております。一般廃棄物処理基本計画は 2 年遅れで策定しましたが、こちらは計画期間が 10 年となっております。令和 12 年度までとなっております。一般廃棄物処理基本計画でごみの量を減らすことと CO₂排出量削減のために廃棄物を減らすことは、計画のゴールは一緒になっていきますので、お互いの施策を実施することで、両方の計画の効果として表れてくると思っております。

会長：

その他、いかがでしょうか。

委員：

あまがさき環境オープンカレッジでは、小学校の環境教育を市と協力して実施させていただいており、1つはごみに関するプログラムで、もう1つは地球温暖化に関するプログラムであり、どちらかあるいは両方を選んでいただけたらということで小学校に対してはたらきかけて実施しています。

そうした中で、明らかにごみに関するプログラムを選択する小学校が多く、地球温暖化に関するプログラムを選択する小学校が非常に少ないという現状があります。その理由は4年生でごみの授業が実際にありますので、小学校としては授業の一環としてうまくプログラムを実施していただけているようです。しかし、地球温暖化の方はテレビで聞いたことがあるという子供たちは結構多いのですが、どの学年でも教科書で扱われていない、CO₂という気体が6年生で扱われるというくらいで、そういう学校教育の関係でも非常に地球温暖化に関する部分が難しい状態にあるとお聞きしました。そうすると、やはりまずごみの方から入っていきながら、そのごみの話の中の一部にCO₂の削減という話を絡めていけばよいのではないかと感じています。

それからもう1つ、尼崎市気候非常事態行動宣言を市長に表明していただきましたので、小学校の授業の中でもその話も含めて、環境教育をやっていければという感覚を持っております。そして嬉しいことに、その行動宣言を市民レベルでどうやって浸透させていくかということを考えていた時に、環境創造課に市民としても何か協力をしたい、何ができるかそういうことを一緒に考えていきませんかというお話をさせていただきましたら、一緒に考えていこうということで話し合いが始まっております。自分たちの問題として捉え、それを行動に繋げるような形で、環境教育だけではなくて、大人にもそういうことに関心を持っていただいて、何か動きが出てくるとよいと思って今やり始めようとしているところです。

事務局：

尼崎市では、2050年のカーボンニュートラルに向けて、まずは計画の2030年の目標数値を見直すということで、行政の手続きに従って作業を進めていますが、それとは別に具体的に市民の皆さまとどう一緒にこのことを共有していくかということについて、色々な市民の方と直接お話をさせていただいております。行政が施策を挙げて、こういうことをやっていきましょうではなく、一緒に行動しながらどうすべきかを考えていきましょうと示していけたらと考えております。それは今日の資料に具体的に記載させていただいているわけではないですが、市民の皆さまとの共有も図っていきながら、進めていきたいと考えております。そういった意味ではあまがさき環境オープンカレッジという土俵が尼崎市にはありますので、一緒にやっていきたいと考えております。

会長：

その他、いかがでしょうか。

委員：

議題2の資源物等の持ち去りに関して、その資源物等の具体的な品目はもう決定しておられるのでしょうか。

事務局：

持ち去り禁止とする対象品目は、今はまだ決定はしておりません。3月の令和3年度第2回環境審議会パブリックコメントを行う素案を示しますので、その中で対象品目を報告したいと思います。缶や古紙については対象とする方向で考えており、その他の品目をどこまで含めるか、最終的な検討を進めているところです。

委員：

私は神戸市に住んでおりますが、神戸市では持ち去り禁止の条例が既に制定されていまして、その中には缶・びん・ペットボトルなどのいわゆる資源物以外にも電化製品のような大型ごみも含まれております。もう何年前に制定されたか定かではないですが、条例を制定する前はやはり持ち去りをする業者がおりまして、ごみステーションにごみを持っていくと業者が軽トラックで待ち構えているような状況もありました。罰則ができてそのような業者はいなくなったので、やっぱり罰則の効果は大きいと思った次第です。できる限り大きな枠で品目を対象にする方がよいのではないかと私は思います。

事務局：

今検討を進めている中で、そういった電化製品の持ち去りについても、規制対象に加えようとしているところです。神戸市などと違いまして、尼崎市の場合はそれぞれの家の前にごみを出すというシステムになっております。ごみステーションからごそっと持って行くという場合ではなく、それぞれの家の前に置かれているごみの持ち去りを条例でどのように禁止するのか技術的な課題があり、条例化に時間がかかっていました。神戸市では軽トラックで持ち去られるというお話を伺いましたが、尼崎市は平坦な町ですので自転車1台あればどこからどこまでも持っていけるということで、条例化をしても持ち去り行為がすぐに減るかという懸念もしてしまっていて、持ち去り行為への指導も含めて取り組んでいきたいと思っています。

会長：

私は箕面市に住んでいるのですが、同じくごみを出したらすぐに持って行かれるという状況を何度も見たことがございます。

その他、いかがでしょうか。ご意見・ご質問などが無いようでしたら、以上をもちまして、本日の審議を終了したいと思います。それでは事務局から何かありますでしょうか。

事務局：

本日はご審議いただきましてありがとうございます。

今後の予定でございますが、令和3年度第2回環境審議会につきましては、3月9日の水曜日、午後3時から開催予定でございます。本日もいただきましたご意見なども踏まえ、またご報告させていただきます。次回も同じくWeb会議になるかと思っております。それまでの間に専門的な事項につきましては、各委員の方に個別にご相談・ご意見などをお伺いすることもあるかと思っておりますので、ご協力よろしくお願いたします。

会長：

それでは、以上をもちまして本日の令和3年度第1回環境審議会を終了いたします。皆さまありがとうございました。

以 上